

奈良県告示第二百九十二号

奈良県営住宅条例（昭和三十九年四月奈良県条例第二号）第五十条第四項の規定により、紀寺県営住宅、六条県営住宅、売間県営住宅、北和県営住宅、姫寺県営住宅、平城県営住宅、六条山県営住宅、小泉県営住宅、稗田県営住宅、東高田県営住宅、天理県営住宅、天理南県営住宅、阿部県営住宅、桜井県営住宅、纏向県営住宅、橿原県営住宅、橿原ニュータウン県営住宅、坊城県営住宅及び山崎県営住宅並びにそれらの共同施設並びに西小泉県営住宅、秋津県営住宅、南和県営住宅及び吉野県営住宅の駐車場の指定管理者を次のとおり指定した。

令和六年十二月十七日

奈良県知事 山下 真

一 指定管理者となる団体

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号 株式会社東急コミュニティー 代表取締役
木村 昌平

二 指定の期間

令和七年四月一日から令和十二年三月三十一日まで